

救援用物資とは、被災者に給与する毛布、被服及び日用品等の生活必需品だけでなく、食料、学用品、燃料、医薬品、衛生材料及び義援物資等、被災者の応急救助のために直接使用されるあらゆる物資の輸送をさす。

ただし、他の法令等によりその費用が措置される物資については原則として除かれる。

なお、次に掲げる資材等については、基準告示に定める各救助を実施するため支出できる費用に通常必要となる額は含まれているので、特別な事情にある場合を除き、対象とならない。

- (ア) 避難所設置のための資材等
- (イ) 応急仮設住宅建築のための資材等
- (ウ) 住宅の応急修理のための資材等
- (エ) 埋葬のための棺、壺及び骨箱
- (オ) 死体の一時保存のための資材等
- (カ) 障害物の除去のための資材等

(2) 法による賃金職員等の例

法による応急救助を実施するために必要な賃金職員等としては、次に掲げるものが考えられる。

しかし、災害はその規模、態様が様々であることから、次に掲げる場合に、賃金職員等の雇い上げを必ず行わなければならないものではなく、また、次に掲げる場合以外であっても、十分な救助がなし難い場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、これを行うこと。

ア 被災者の避難のために必要な賃金職員等

(ア) 避難の誘導等は、通常、地方自治体職員等（消防又は警察関係職員等を含む。）を中心として、地域住民の協力の下に行うことが原則であり、災害の突発性を考えたときには、これらの要員を賃金職員等で雇い上げて対応することは至難のことと考えられるが、多数の被災者を避難させるためなど、何らかの事情により地方自治体職員等では十分な誘導ができない場合、誘導のための要員を賃金職員等として雇い上げることができる。

(イ) 法による救助として実施する避難は、被災者の生命の安全を図るための避難に限られ、ペット、家畜、家財道具等の運搬は対象としないが、これらの運搬を行わなければ本人自身の救助に支障をきたし、被災者全体の避難に支障をきたさない限りは、併せて実施することを禁じるものではないのは前述のとおりであるが、これを実施するために特別に賃金職員等を雇い上げることは、原則として認められない。

(ウ) 避難所の設置及び維持管理のための要員は、避難所を設置するための経費に含まれているので、特別な事情がある場合を除き、ここでいう賃金職員等として支出しないこと。

特別な事情がある場合とは、例えば、被害が甚大などの理由により、警察、地方自治体職員等（学校教職員を含む）の要員が不足し、また、人心も定まらず騒擾のおそれなどがあり、自治組織、警察、地方自治体職員等（学校教職員を含む）のみで避難所の治安を維持することが困難なため、警察等にあたる職員を雇い上げることが必要な場合等が考えられる。

これらの場合に、法による避難所設置のため支出できる費用の範囲を超え、特別に賃金職員等を雇い上げる場合は内閣総理大臣に協議する必要がある。

(エ) 災害の予防、被害拡大の防止のための費用は、被災者の避難のための輸送の場合と同

様に、ここでいう被災者の避難のために必要な賃金職員等には当たらない。

ただし、災害の予防、被害拡大防止のため、法による救助のための賃金職員等を当該業務に従事させることを妨げるものではないが、費用の負担については、業務時間の割合等で負担すべきである。

(オ) 原則として警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の直接救出作業に関係ある官公庁等が行った救助等については、被災者の避難のための輸送の場合と同様に、ここでいう被災者の避難のために必要な賃金職員等には当たらない。

ただし、輸送の場合と同様に、これら業務の範囲を超えた救助に対して求償がなされた場合は、内閣府と連絡調整を図ること。

(カ) 被災者の避難のために必要な賃金職員等とは、避難を命じた市町村長等が、そのために雇い上げた賃金職員等に限られ、個人が避難したときに当該個人が任意に雇った人員等は、原則として、ここでいう賃金職員等には当たらない。

(キ) 避難を終え、各自が帰宅する場合の取扱いは、被災者の避難のための輸送の場合と同様である。

イ 炊き出しその他による食品の給与のために必要な賃金職員等

(ア) 炊き出しその他による食品の給与のために必要な賃金職員等については、被災者や地域住民の相互扶助を中心に、地方自治体職員、ボランティア等の協力により行われるのが通常であるので、特別な事情にない限りは必要ないと考えられる。

(イ) 特別な事情がある場合には、例えば、ボランティア等への炊き出し等が必要で、これに要する経費を救助事務費として計上できないため、内閣総理大臣に協議し、賃金職員等雇上費として支出する場合等が考えられる。

ウ 飲料水の供給のために必要な賃金職員等

(ア) 飲料水の供給のために必要な賃金職員等には、飲料水そのものの輸送及び配分等と、飲用に適する水を確保するために必要な要員が考えられるが、いずれも飲料水の供給のために必要な賃金職員等と考えて差し支えない。

(イ) 飲料水を確保するために必要な人員とは、通常の水を飲用に適した水とするために行う各種処理を行うために必要な人員をいうこと。

エ 医療及び助産のために必要な賃金職員等

(ア) 救護班で対応できない重篤な患者を運ぶ場合は、警察、消防、自衛隊及び地域住民等で実施すると考えられ、警察、消防及び自衛隊が実施した場合の費用は、通常、それぞれで負担することが原則となると考えられる。

しかしながら、これらだけでは十分な救助がなし難い場合等に、医療及び助産のために必要な賃金職員等として、重篤な患者を運ぶ者を雇い上げる場合が考えられる。

(イ) 救護班の医師、看護婦及び薬剤師については、公立病院又は日本赤十字社等より派遣を受け、編成することとしているが、これらだけでは十分な医療スタッフを得られない場合に、その他の医療機関から必要な要員を雇い上げることが考えられる。

また、救護班の事務を行う者又は被災地や避難所等へ医療班を輸送する運転手等については、官公署、公立病院又は日本赤十字社等の職員等が行うと考えられるが、これらだけでは十分な救助がなし難い場合に、医療及び助産のために必要な賃金職員等として、救護班の事務を行う者、被災地や避難所等へ救護班を輸送する運転手等を雇い上げる場合が考えられる。

(ウ) 救護班のスタッフに係る費用は、官公署及び公立病院等の職員等については、時間外勤務手当等について救助事務費で、日本赤十字社の職員については法第19条の規定に基づく補償で対応することとなっており、その他の場合に限り、ここでいう賃金職員雇上費の対象となる。

ただし、賃金職員等として雇い上げた者の業務上の傷病又は死亡時の補償等は、雇い上げた都道府県の責任により当該都道府県の定めるところにより措置されることとなり、医師、看護師及び薬剤師については、法第7条に基づく従事命令の場合と異なり法第12条に定める扶助金の対象とならないことから、これら補償等の問題に特段の支障がないよう配慮して雇い上げること。

なお、医師、看護師及び薬剤師については、必要な職員を雇い上げることができない場合であって、このため十分な救助がなし難い場合に限り、法第7条に基づく従事命令により要員を確保することもやむを得ないものである。

(エ) 退院の際の帰宅する場合等の取扱いは、医療及び助産のための輸送の場合と同様である。

オ 被災者の救出のために必要な賃金職員等

(ア) 被災者の救出についての考え方、被災者の避難であるか、救出であるか等は、被災者の救出のための輸送の場合と同様であり、その考え方、手段及び方法は被災者の避難のための輸送の場合と同様とする。

(イ) 法による救出は、被災者の生命の安全を図るための救出に限られ、例外的に本人自身の救出に支障をきたすなどの場合に被災者全体の救出に支障をきたさない範囲で、併せてペット、愛玩具等のごく限定的なものについて実施することを禁じるものではないが、このために特別に賃金職員等を雇い上げることは認められないことなどは、被災者の避難のための賃金職員等の場合と全く同様である。

(ウ) 被災者の避難のための賃金職員等と同様に、災害の予防、被害拡大の防止、また、原則として警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の直接救出作業に関係ある官公署等にかかる賃金職員等についても、ここでいう被災者の救出に必要な賃金職員等には当たらない。

ただし、災害の予防、被害拡大防止のため、法による救助のための賃金職員等を当該業務に従事させることを妨げるものではないが、費用の負担については、前述のとおり業務時間の割合等で負担すべきである。

カ 遺体の捜索のために必要な賃金職員等

遺体の捜索のための必要な賃金職員等は、被災者の救出と同様に考えて差し支えないこと。

キ 遺体の処理のために必要な賃金職員等

(ア) 遺体の処理のために必要な賃金職員等は、遺体の消毒、縫合、洗浄等の処置、遺体の発見場所から一時安置所までの輸送を行うための要員等が考えられる。

(イ) 遺体の安置所設置のための要員等については、基準告示に定める遺体の一時保存に要する費用の範囲内に含まれているので、原則として、ここでいう遺体の処理のために必要な賃金職員等として支出しないこと。

ク 救援用物資の整理、配分及び輸送に必要な賃金職員等

救援用物資とは、救援用物資の輸送で触れたように、被災者の応急救助のために直接使

用されるあらゆる物資をいう。

ただし、原則として、他の法令等によりその費用が措置される物資又は基準告示に定める各救助を実施するため支出できる費用に含まれる次に掲げる資材等は対象とはならない。

- (ア) 避難所設置のための資材等
- (イ) 応急仮設住宅建築のための資材等
- (ウ) 住宅の応急修理のための資材等
- (エ) 埋葬のための棺、壺及び骨箱
- (オ) 死体の一時保存のための資材等
- (カ) 障害物の除去のための資材等

(3) 期間

応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用が認められる期間は、原則として、それぞれの救助が行われている期間内とする。

特別な事情にあり、それぞれの救助が行われている期間を超える場合には、内閣府と連絡調整を図ること。

(4) 費用

応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

ア 応急救助のため支出できる輸送費は、輸送契約による場合の輸送費のほか、自動車等の輸送用機器等の借上費、燃料費、修繕費及び消耗器材費等である。

(ア) 輸送費については、輸送契約の形態及び内容によって様々な場合が考えられるが、概ね次により取り扱うこと。

① 輸送業者等との契約については次の点に留意すること。

- a 狭義の運賃のほか、保管料、搬出料、人件費等が輸送費の中に含まれていることは差し支えない。
- b 危険地区への輸送であることから、割増料金等が必要となる場合には、平常時の料金等を参考に社会通念上許容できる適正な範囲内で契約するよう努めること。

② 輸送業者以外の者から車両又は船舶等を借り上げる場合は次によること。

- a 官公署又はその他の公共的な団体等の有する車両、船舶等の輸送機器等の借り上げについては、それら団体の性格から、特別の定めがない限りは、無償で借り上げることを原則とするが、故障の修繕費用等については支出しても差し支えない。
- b a の場合を除き、輸送業者以外の者から車両又は船舶を借り上げる場合は、輸送業者等との契約と異なり、通常それによる営業利潤を見込む必要はない。

したがって、原則として原価償却費等の実費に、必要に応じて運転手の人件費や燃料等の実費等を弁償すれば概ね足りると考えられるので、特別な事情がある場合を除き輸送業者等との契約より安価になるよう留意すること。

- c b の場合、原価償却費の中に一定の修繕費等を積算した場合、通常、故障の際の修繕費等は必要ないと考えられるが、一般的な修繕費等の中には、特殊な故障は含まれていないのが通例であるため、修繕費を支払わねばならなくなる場合も考えられる。

したがって、契約及び借上料の積算はできる限り明確にしておく必要がある。

(イ) 輸送費については、当該都道府県及び都道府県外のいずれも対象となると考えられるが、通常、物資の価格は着駅価格で、輸送費は物資の価格の中に織り込まれるのが一般的と考えられることから、この場合には、物資の価格と計上し、別途、輸送費として計上しないこと。

(ウ) 当該都道府県以外の地区を輸送した費用については、原則として法第4条及び令第3条に規定する救助を行うために必要な輸送費に限られるので、真にやむを得ない事情があり、その他について輸送費が必要な場合は内閣府と連絡調整を図ること。

イ 輸送を行った際の通常の実費とは、災害により割引運賃が実施されている場合には、その運賃により、その他の場合は、特別な事情にない限り、国土交通省の許可を受けている料金によることを原則とする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与のための輸送については、被災地までは食品販売業者等により行われるのが通例であり、被災地では、被災者や地域住民の相互扶助を中心に、地方自治体職員やボランティア等により行われるのが通常であることから、特別な輸送は想定していない。

ただし、離島や孤立した集落等への空輸を行うなど、通常的手段では給与できないような場合など、真にやむを得ない事情にあるものについては、最低限必要な輸送が認められるので、内閣総理大臣に協議すること。

エ 災害により利益を上げようとしたり、協力に応じないような者に対しては法第7条による従事命令により実費を弁償するなどし、適正な価格の維持に努めることも必要であるが、できる限り事前の話し合いによって了解の上、協力させるように努力すること。

(5) 対象

輸送費及び賃金職員等雇上費は、前述のとおり、原則として、法第4条及び令第3条に定める救助を行うため、基準告示に定める各救助を行うため支出できる費用にこれらの経費が含まれていない場合に限り、対象とするものである。

しかしながら、これらの経費が含まれている場合であっても、特別な事情があり、輸送費及び賃金職員等雇上費による支出を行うことができなければ、十分な救助がなし難い場合には、事前に内閣総理大臣に協議の上、承認を得て支出すること。

(6) 避難所への輸送

災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者に対し、人命を保護するため安全な場所に避難させ、必要な物資などを供給する場合には、警察、消防をはじめ、その他のあらゆる機関を動員してなされるものであるが、これらで十分な救助がなし難い場合に、必要な要員の確保及び輸送並びに被災者及び物資の運搬について、別に輸送費及び賃金職員等雇上費を支出できる。

ただし、法第7条に基づき救助業務従事の命令を発した場合には、同条第5項による実費弁償が行われるので、ここでいう輸送費の対象とはならない。

(7) 他制度の輸送

法第4条及び令第3条に定める救助以外に使用された機械、器具及び資材等の輸送及び賃金職員等については、例え真に必要なものであっても、法第4条に定める救助と同様の効果が期待できるものであっても、他の制度等によるものであるため、原則として、法による救助に必要な輸送及び賃金職員等とは認められない。

ただし、法による救助に必要な機械、器具及び資材等として輸送したもの、また、法によ

る救助に必要な賃金職員等として雇い上げた者を、緊急やむを得ない場合でこれを利用することが効果的である場合に、これらを利用することを妨げるものではない。

この場合、一応の救助が終了した時点において、速やかに制度間の調整を図ることとなるが、原則として、当該輸送費については他の制度により費用を負担すべきであり、当該賃金職員等の雇上費については、原則として、法による救助業務に従事した時間と他の制度等による業務に従事した時間の割合で費用を負担すべきである。

16 実費弁償について

(1) 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者

ア 日当

業務に従事させた都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して、各都道府県が定めること。

イ 超過勤務手当、夜勤手当及び宿日直手当

職種毎に前記アに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

ウ 旅費

職種毎に前記アに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、都道府県旅費支給条例において定める額以内とする。

(2) 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

17 特別基準に関する処理について

特別基準については、文書をもって協議することとなっているが、通常直ちに文書をもって協議することが困難な緊急やむを得ない場合が多いことから、そのような場合には、電話やファクシミリ、Eメールにより申請し、事後速やかに文書をもって処理することとなっている。

ア この場合の文書番号及び日付については、本来は電話により申請した日のものとするべきであるが、災害という緊急時でもあるので、その日以降の文書番号及び日付として差し支えない。

ただし、この場合、原則として、申請書の記載にその旨（〇年〇月〇日の電話で申請し、〇年〇月〇日の電話で承認を得たものについて、文書をもって処理するものであること）を明記すること。

なお、電話により申請した日の文書番号及び日付とする場合には、内閣府においても電話にて承認した日の文書番号及び日付とする必要がある場合もあることから、事務に遺漏をきたさぬよう、内閣府と連絡調整を図り、その旨の確認を行うこと。

イ 特別基準の申請は、次により、いわゆる基準告示に定める救助の期間内に行うことを原則とする。

(ア) 基準告示に定める救助の期間内により難い場合

- ① 基準告示に定める救助の期間内により難い理由
- ② 必要とする救助期間

- ③ 期間延長を必要とする市町村別救助対象数
- ④ その他必要な事項
- (イ) 避難所の設置、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の季別により難しい場合
 - ① 季別の変更を要する理由とその季別
 - ② 季別の変更を必要とする市町村別救助対象数
 - ③ その他必要な事項
- (ウ) 輸送費及び賃金職員等雇上費の範囲により難しい場合
 - ① 輸送費及び賃金職員等雇上費の範囲により難しい理由
 - ② 輸送費及び賃金職員等雇上費の範囲に含める必要のある事項及びその期間
 - ③ その他必要な事項
- (エ) その他基準告示に定める程度、方法により難しい場合
 - ① 基準告示に定める程度、方法により難しい理由
 - ② 特別基準の内容
 - ③ その他必要な事項

第5 救助事務費に関する事項

救助事務費については、交付要綱（平成26年3月20日府政防第338号内閣府事務次官通達「災害救助費負担金の国庫負担について」）に示されているところであるが、この取扱いに当たっては次の事項に留意すること。

なお、救助事務費についても、交付要綱に定める手続き・算定基準により難い特別の事情がある場合は、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けなければならないが、その手続きについては第4の17の例によること。

1 救助事務費の範囲

(1) 実施機関の経費

救助事務費は、法に基づき実施する救助に当たり、必要やむを得ない経費であって、救助の実施機関の経費に限る。

ア 救助の委任を受けた市町村並びに補助機関としての市町村が応急救助の事務に要した経費については含まれるものである。

イ 法第8条の協力命令を行うために要した事務経費は、協力命令を行った都道府県又は市町村の事務経費として処理する。

ウ その他、法による救助の実施に関して協力した団体又は個人が法による救助の実施のために要した事務経費は、イの例に準じて取り扱って差し支えない。

エ 災害の事前対策又は復旧事業等を行うために必要な事務経費等は含まれない。

オ 救助事務費は、救助期間内において、救助の事務を行うに直接必要な経費のほか、救助費の精算の事務を行うのに必要な経費も含まれるものである。

(2) 救助事務費として認められる経費

救助事務費として認められる経費は、次のア～サに掲げる経費であり、その具体的な例としては、各々その次に掲げるものなどが考えられている。

したがって、これらの範囲を超えるおそれのある場合には、必要に応じて内閣総理大臣に協議の上、特別基準を設定することも考えられるので、内閣府と連絡調整を図ること。

ア 時間外勤務手当

(ア) 職員が応急救助の事務に従事した時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）の類である。

(イ) 災害時の応急救助のように、突発的な事務を処理するためには、平常時の人員及び体制では、その事務の遂行は困難であり、平常時の勤務時間を超えた勤務を行わざるを得ないため、都道府県及び市町村職員が、救助事務のため正規の勤務時間を超えて勤務した場合の超過勤務手当等であること。

(ウ) 正規の勤務日以外に勤務した場合の休日勤務手当のほか、通常の宿日直以外に宿日直を行った場合の宿直手当及び日直手当等、法による救助のため通常の勤務以外の勤務に伴う各種手当等についても、事務処理上、時間外勤務手当として差し支えない。

(エ) 職員とは、原則として、市町村常勤職員のほか、臨時職員及び非常勤職員も含むものと解して差し支えない。

ただし、臨時職員及び非常勤職員で賃金による職員の場合は、通常は時間外勤務手当についても賃金から支弁されることとなると考えられるので、特別な事情にある場合を除き賃金で整理すること。

なお、議会議員、各種団体の役職員、被災地域の自治会役員等は、原則として職員には含まれない。

(オ) 対象となる時間外勤務手当は、災害時の応急救助業務に限られる。

したがって、各種施設等の復旧、税務、防疫等に従事した職員は、当然除外され、広報、財務、医療衛生、福祉等の事務に従事した職員は、その職務の中で、応急救助事務に従事した時間が時間外に勤務した時間を超えていれば、その全額を対象とし、越えていない場合には、応急救助事務に従事した時間に見合う額とする。

(カ) 法による救助業務を所管する部局以外の職員についても、救助業務に従事すれば対象となるが、これらの職員の対象時間等の把握及び判定が往々にして困難であることから、従事した事務内容について明確にしておくよう、関係部局長間において事前に協議の上、調整を図っておくこと。

(キ) 一般的に、出張中の職員については、時間外勤務手当は支給されないが、例えば、都道府県職員が被災市町村に赴き、正規の時間を大幅に超えて救助業務に従事しなければならないような特別な場合であって、その事実が明らかな場合には、対象として差し支えない。

イ 賃金

(ア) 災害時の応急救助のように、突発的な事務を処理するためには、平常時の人員及び体制では、その事務の遂行は困難であるため、救助事務を行うため、臨時の賃金職員等を雇い上げた場合の費用である。

(イ) 災害救助のための救助事務費の対象となる賃金職員と、応急救助を実施するために必要な賃金職員の区別は、判別が困難な場合もあるが、この場合、主として庁舎内で事務を行う賃金職員は救助事務費の対象とし、主として被災地において救助に従事する賃金職員については応急救助のための賃金職員として差し支えない。

ウ 旅費

(ア) 都道府県内の相互の指導連絡旅費、関係都道府県又は本省等への打ち合わせ旅費、救援物資等の調達・輸送の旅費等、職員が出張した場合において負担した費用に対する実費弁償である。

(イ) この場合の職員とは、原則として、救助業務に従事した都道府県及び市町村職員に限られる。

(ウ) 職員とは、原則として、市町村常勤職員のほか、臨時職員及び非常勤職員も含むものと解して差し支えない。

なお、議会議員、各種団体の役職員、被災地域の自治会役員等は、原則として職員には含まれない。

エ 消耗品費

(ア) 応急救助の事務に必要な文房具及び消耗器材等の購入費である。

(イ) 厳密に言えば、応急救助のためにのみ使用した分に限られるが、厳密な適用を行うことは、混乱時の事務手続き上、非常に困難であることから、社会通念上、応急救助の事務に使用すべきと認められる範囲及び数量内であれば、必要な費用と認められる。

オ 燃料費

(ア) 救助業務を行うのに必要な庁舎等暖房用燃料及び自動車燃料等の購入費である。

(イ) 庁舎内暖房用燃料については、一般に、災害救助業務に必要となった量と、通常の事務を行う上で必要となった量との区分は困難であると思われるので、平常時の通常の種類との差額分を計上して差し支えない。

(ウ) 自動車等の燃料等については、直接応急救助の事務に使用したものに限られる。

したがって、議会議員等の視察、応急救助とは関係のない土木、建築、防疫等に要した費用は含まれない。

また、応急救助に使用した分であっても、応急救助そのものに要した費用は、原則として、救助費（輸送費等）に計上すべきであり、ここには含まれない。

カ 食料費

(ア) 職員に対する炊出し等及び応急救助対策打合せ等における食料費の類とする。

(イ) 職員の食事は、本来、自らが用意するものであるが、救助期間中は、資力の如何にかかわらず食料確保が困難であり、しかも、平常時に比べ、はるかに多忙な時であり、不眠不休で業務に従事しているようなことが普通であるから、炊き出し又は弁当等の支給もやむを得ないものとしている。

(ウ) ここでいう救助事務費の対象となる職員に対する炊き出し等は、原則として、市町村職員等であって、直接応急救助に従事した職員とする。

ただし、法第8条の協力命令による協力者として救助業務に従事した被災者以外の者に対する炊き出し等は、ここでいう食料費の対象として差し支えない。

キ 印刷製本費

(ア) 被災証明書、公用令書、立入検査票、災害報告等の作成に要する費用などであり、通常、各種の帳簿、台帳、諸用紙類の印刷製本等に要する費用、また、その他、事務必携、法令通知集及び諸様式等の類の印刷製本等に要する費用等である。

(イ) 厳密に言えば、応急救助のためにのみ使用した分に限られるが、厳密な適用を行うことは、混乱時の事務手続き上、非常に困難であることから、社会通念上、応急救助の事務に使用すべきと認められる範囲及び数量内であれば、必要な費用と認められる。

(ウ) 災害救助の記録としての書物は、資料としても必要なものであるため、原則として次の範囲で認められる。

① その内容については、災害救助を中心とした応急救助が記載の大半を占めるようなものであること。

② 装丁その他については、社会通念上、この種の書物が許容される範囲内のものとする。

- ③ 都道府県一般、農林、土木等を中心としたものは、原則的に認めがたいものであるが、その記載分量の割合の範囲内で負担することはやむを得ないものとして認められる。

ク 光熱水費

- (ア) 災害救助の事務を行うのに必要な電気料、水道料、ガス代等である。
- (イ) 一般に、災害救助業務に必要となった量と、通常の事務を行う上で必要となった量との区分は困難であると思われるので、平常時の通常の額との差額分を計上して差し支えない。

ケ 修繕費

- (ア) 応急救助の事務に使用し、そのために修繕を要する状態になった自動車、船舶、自転車等の修繕費である。

庁舎の修繕、また、机及び椅子等の一般備品の修繕は、応急救助の事務のみのために修繕を要する状態となったとは言い難いこともあり、原則として認められないものであるが、特別な事情がある場合には、内閣府と連絡調整を図ること。

- (イ) 原則として、応急救助に直接従事する職員が、その事務執行上使用したものに限られ、議会議員等は勿論、応急救助の事務を行う職員以外の者、また、応急救助の事務に直接従事する職員が使用したものであっても、その事務以外に使用したものは含まれない。

- (ウ) 修繕を要する状態になったもののみが対象となるが、修繕を要する状態とは、修繕を行わなければ通常の使用に耐えないような状態をいうものであるので、単に美しく塗り替えるとか、シートを張り替えるといった類は、原則として対象とはならない。

修繕の程度は、原状回復が原則であり、改良、改善は原則として含まれない。したがって、新しく買い換えることは、原則として認められない。

ただし、社会通念上、美的な問題からも修繕が必要とされるもの、一定の改良・改善も含めて修繕されるもの、及び買い換えが相応しいものについては、特例的に認められる場合もあるので内閣府と連絡調整を図ること。

- (エ) 応急救助の事務を行うために使用したものに限られ、救助そのものを行うために使用したものは救助費に含まれる。

コ 使用料及び賃借料

- (ア) 応急救助のために必要な土地、建物又は機器等の借上料であり、具体的には次のようなものが考えられる。

- ① 庁舎等が利用できないため、又は他に救助対策本部を設置するなどのため、土地又は建物を借り上げた場合の土地又は建物の借上料。
- ② 救助対策本部等で使用する机、椅子、ラジオ、テレビ、パソコン、複写機、ファクシミリ、携帯電話等の借上料。
- ③ 災害救助の事務を行うために必要な自動車等の輸送機器の類の借上料。
- ④ その他応急救助事務を行うために必要な機器又は器具等の借上料 等。

- (イ) 応急救助に直接関係のない部局と共同で借り上げる場合には、各々の使用量で明確に分けられる場合は、それによること。

明確に分けられない場合には、全使用（利用）職員数に対する応急救助事務従事職員数の割合、各々の使用（利用）期間の割合等により按分して算定して差し支えない。

(ウ) 備品の類は、応急救助の臨時的な性格から、購入費は原則として認められないが、借り上げることが著しく困難なものについては購入費についても認められる。ただしこの場合、使用又は利用が終わった時点において、社会通念上、換価処分が可能なものについては換価処分し、その差額のみを対象経費とする。

サ 委託費

応急救助の事務の執行に必要な業務委託費である

(ア) 救助事務は、本来、救助の実施機関が自ら行うのが基本であるが、発災時において、円滑な事務を実施するには限界が生じる場合があるため、例えば、大量の民間賃貸住宅の借り上げにおける被災者への住宅の斡旋や業者との契約、賃金支払いなどの膨大な事務作業について専門的な業者に事務を委託し、事務の効率化を図るための経費である。

そのため、あらかじめ委託の可能性があるもの事務を特定し、事前にその事務を受託可能な業者等と協定を締結するなどの取組みを行うことが望ましい。

(イ) なお、この委託費は応急救助以外の災害復旧や復興に関係する事務は、対象とはならない。

シ 通信運搬費

応急救助の事務を行うのに直接必要な電話（ファクシミリを含む。）料、郵便料、器具及び備品の運搬料、職員支給用弁当の運搬料等、並びに出張旅費が支給されない程度の市内バス、電車又は船舶等の乗車料（利用に供された回数券等の購入費を含む。）又はタクシー料金等の通信料、運搬料及び交通費等である。

(3) その他の留意事項

ア 救助事務費については、基本的には、応急救助に欠くことのできない種類のものに限定されるが、どの程度が必要にして十分な範囲であるかについては、個々の災害の特殊事情によって異なることから、通知（「災害救助法による救助の実施について」（「改正災害救助法等の施行及び災害救助法等に基づく事務の厚生労働省から内閣府への移管について」（平成25年10月1日府政防第937号）により内閣府政策統括官（防災担当）通知に読み替え）（旧 昭和40年5月11日社施第99号））では、その費目のみについて制限している。

イ 救助事務費の額については、交付要綱において、過去の実績を勘案して定められているが、これは個々の災害毎のものではなく、年間における各種災害の救助費総額に対する救助事務費の限度を示したものである。

ウ 災害は、個々の災害によりその事情が異なることから、統括官通知に定める費目、交付要綱に定める額で対応できない場合には、各種救助種目と同様に、内閣総理大臣に協議して、その費目及び額について定めることができる。

エ 法第8条の規定に基づく協力命令によるほか、都道府県の調整の下に行った救助業務に従事した者又は団体の事務費は、(1)のイ又はウによることが通例であるが、その全体を都道府県の救助事務経費として整理して差し支えない。

2 救助事務の処理に必要な帳簿書式に関する事項

救助事務の処理に必要な帳簿書式は、原則として次に定めるところによるが、災害直後の混乱時のため、これらの帳簿書式等の整備ができない場合には、これらに代わる何らかの書類等を整備・保存しておくこと。

なお、法第21条に規定する費用の求償の対象となった救助については、それぞれ該当する種目の様式（「災害救助法による救助の実施について（昭和40年5月11日社施第99号）」様式6～様式27）に記載すること。

- (1) 救助の種目別物資受払状況（様式6）
- (2) 避難所設置及び収容状況（様式7）
- (3) 応急仮設住宅台帳（様式8）
- (4) 炊出し給与状況（様式9）
- (5) 飲料水の供給簿（様式10）
- (6) 物資の給与状況（様式11）
- (7) 救護班活動状況（様式12）
- (8) 病院診療所医療実施状況（様式13）
- (9) 助産台帳（様式14）
- (10) 被災者救出状況記録簿（様式15）
- (11) 住宅応急修理記録簿（様式16）
- (12) 生業資金貸付台帳（様式17）
- (13) 学用品の給与状況（様式18）
- (14) 埋葬台帳（様式19）
- (15) 死体処理台帳（様式20）
- (16) 障害物除去の状況（様式21）
- (17) 輸送記録簿（様式22）
- (18) 令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況（様式23）
- (19) 令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況（様式24）
- (20) 扶助金の支給状況（様式25）
- (21) 損失補償費の状況（様式26）
- (22) 法第19条の補償費の状況（様式第27）

第6 応急救助に当たっての留意事項

1 情報提供

救助の実施に当たっては、被災者等に対する情報提供の重要性を勘案し、都道府県及び市町村は互いに協力し、被災者等に対する情報提供についてできる限り配慮すること。

なお、被災者等の情報に対する需要は時々刻々と変化するものであるから、都道府県及び市町村は、互いに連絡調整を図り、これら変化する被災者等の要求に応えられるよう、情報の収集・管理を行い、適時適切に情報提供ができるように努めること。

(1) 被災者の必要性に即した情報提供

- ア 被災者が必要とする情報は、避難誘導段階、避難所設置段階、避難所生活段階、応急仮設住宅設置段階、応急仮設住宅生活段階等、災害発生からの時間経過に伴い、刻々と変化していくことから、これら被災者の必要性に即した情報を的確に把握し、提供すること。
- イ 災害発生直後は、食料、飲料水、生活必需品及び医療等、その欠乏が生命に直接影響をきたすおそれのあるものを確実に提供できるような情報提供に配慮すること。
- ウ 災害発生から一定の時間が経過した段階においては、恒久住宅の建設計画等の被災者が将来に希望を持って安心して生活ができるような情報を提供すること。

(2) 多様な情報提供手段の活用

- ア 都道府県又は市町村は、避難所（福祉避難所を含む。）に掲示板等の情報提供手段を確保するとともに、管理責任者を配置し、これらの者を通じ、被災者等の住民に対して避難生活に必要な情報についてできる限り提供すること。
情報提供手段としては、掲示板等のほか、パソコン等の情報機器の設置等、できる限り多様かつ広範な手段を用意することが望ましい。
- イ 応急仮設住宅に集会施設を整備した場合には、掲示板又はパソコン等の情報機器の設置を図るなど、これらを活用した情報提供についても検討すること。
- ウ 都道府県及び市町村は、次により、広く一般の被災者等の住民に対する情報提供についても十分に配慮すること。
 - (ア) 市町村は、自治会組織や広報車等を活用するなどし、被災者等に対する情報提供について十分に配慮すること。
 - (イ) 都道府県及び市町村は、互いに連絡調整を図り、必要に応じて地元のマスコミ等と連携し、ラジオ（臨時のミニFM局を含む）、テレビ、新聞やインターネット等の多様な手段により、広く住民等に対する情報提供が行われるよう配慮すること。
 - (ウ) 都道府県及び市町村は、互いに連絡調整を図り、必要に応じ、広報紙等の発行等を行うなど、被災者等の住民に対して必要な情報をきめ細かに提供できるよう配慮すること。この場合、住家のない者もいるので、配布方法等についても検討すること。
 - (エ) 自市町村内に防災無線等の放送設備が配備されている場合には、これらの活用についても検討すること。
 - (オ) 都道府県及び市町村は、互いに連絡調整を図り、必要に応じ、パソコン等の情報提供機器を活用した広範な情報提供についても配慮すること。
 - (カ) その他、各地方公共団体における事情に応じた創意工夫を図り、被災者等の住民に対して十分な情報提供が行われるよう配慮すること。

(キ) 都道府県は、市町村に対して必要な機器等の提供は勿論、情報の提供等についても十分に配慮し、その支援を図ること。

(3) 障害者や外国人への情報提供

ア 障害者への情報提供

(ア) 障害者には情報が伝達されにくいことから、聴覚障害者に対しては掲示版、ファクシミリ、手話通訳、文字放送等により、視覚障害者に対しては点字等による情報提供を行うこと。

(イ) 障害者への情報提供に当たっては、障害者（支援）団体やボランティア団体と連携し、情報提供を行うこと。

イ 外国人への情報提供

外国人には日本語を解せない者や被災地の地理や事情に不慣れな者もあり、必要な情報を得ることが困難と考えられることから、必要に応じ、外国語による情報提供、通訳を配置した外国人向け相談体制等について配慮すること。

(4) 被災地域外避難者等への情報提供

ア 情報提供については、被災者のほか、救助に協力するボランティアや、被災地外の被災者の関係者に対しても配慮が必要である。

イ 被災者の避難先は広く他府県に及ぶことから、被災地域外の避難者が情報過疎に置かれることのないよう、マスコミ等との連携により被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット（Eメール、ホームページの開設）等による情報提供を行うこと。

ウ 情報提供において影響力の大きいマスコミについては、緊密な連携を図る必要があることから、マスコミ相互あるいは地方公共団体等との間で平常時から災害発生時の広報についての具体的な取決め、協定等を行っておくこと。

2 ボランティア活動との連携

ボランティア活動との連携方法については、「災害時の福祉救援ボランティア活動に関するマニュアル」（平成8年10月1日）等を参考することとなるが、災害救助担当部局においても、次の点に留意して、ボランティア等との連携を図るよう努めること。

(1) ボランティア活動の受け入れ・連携

ア 被災者への救援物資の配付、避難所における炊き出し、要配慮者の安否確認やきめ細かな在宅生活支援等、災害時においてボランティアが果たす役割は極めて大きいことから、ボランティア等と積極的に連携すること。

イ ボランティアを迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、ボランティア担当の行政窓口やボランティア活動の連絡・調整（コーディネート）組織を明確に定め、その周知を図ること。

ウ ボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携し、刻々と変化するボランティアの需要を把握し、活動者に的確な情報を提供すること。

(2) 連絡・調整機能の強化

ボランティアに対する多様な需要に即応したボランティア活動が行われるよう、平常時から連絡・調整を行う者（コーディネーター）の養成・配置を行い、連絡・調整（コーディネート）機能を強化しておくこと。

(3) 活動基盤の整備

ア ボランティアが安心して活動できるよう、平常時からボランティア保険の普及・活動拠点の整備、活動資材の提供等に努めること。

イ ボランティア活動の大規模化、長期化が予想される場合には、必要に応じ、法第8条の協力命令や救助事務費等の活用を図るほか、その他の活動費の助成等の方法についても検討すること。

(4) 連携体制づくり

長期にわたって、継続的かつ効果的なボランティア活動が展開されるよう、平常時からボランティア団体や企業、労働組合等の民間団体相互の連携体制（ネットワーク）づくりを支援すること。

(5) ボランティアへの周知

特に被災地以外の都道府県等は、マスコミ及びボランティア団体等と連携を図り、発災直後の初期活動を行う場合は、食料、飲料水、生活必需品及び器材等を持参し、野営等もできる自己完結的な装備で被災地に赴くよう周知を図ること。

3 救援物資

(1) 救援物資の受け入れ・配分

ア 被災者が必要とする物資の種類・量を速やかに把握し、それらが迅速に被災地に集まるよう、現地対策本部等を通じて支援を要請すること。

イ 救援物資の受け入れを迅速に行うため、被災状況等を踏まえ、速やかに物資の集積基地、配送ルート等を確保すること。

(2) 救援物資の送り方の周知

救援物資の円滑な受け入れのため、報道機関等を通じ、救援物資の送り手である国民や企業等に、被災地での仕分けが非常に労力を要することの理解を得て、大きな単位で取りまとめ、次により送付するよう周知を図ること。

被災地外の都道府県及び市町村は被災都道府県及び市町村に協力し、これらについて管下の住民等に対して周知を図る必要があること。

ア 品目別に区分して発送することとし、できるだけ単品で1包みとすること。

イ 梱包を開かなくても内容がわかるよう識別表等により内容を表示すること。

ウ 品物は新品が望ましいこと。

エ 大量の救援物資の受け入れ・配付については、ボランティアの活動が不可欠であること。

オ 一定期間経過後は、被災者からは救援物資よりも義援金が望まれること。

4 義援金

(1) 義援金の受け入れ・配分を適正に行うため、義援金受付団体で構成する第三者機関である「義援金配分委員会」等を設置すること。

なお、「義援金配分委員会」の設置に当たり、あらかじめ委員構成を決めておくこと。

(2) 義援金の早期配分のため、あらかじめ基本的な配分方法を決めておくこと。

ア 配分基準の決定方法

被災者への具体的な配分基準（対象、額等）を都道府県義援金配分委員会、市町村義援金配分委員会のどちらで決めるか決めておくこと。

イ 配分方法

定額による配分、被害程度による配分及び、これらを第1次配分、第2次配分での組み合わせによる配分などについて基本的事項を定めておくこと。

ウ 義援金の配分単位

世帯単位、個人単位及び、これらの組み合わせによる配分などについて基本的事項を定めておくこと。

エ 配分対象

人的被害、住家被害、その他（被災した社会福祉施設入所者、震災遺児・孤児、母子・父子世帯等）などについて、基本的事項を定めておくこと。

オ その他

義援金の額、災害の規模、災害の種類により柔軟に対応すること。

- (3) 義援金の配分が終了した段階等で、第三者による監査の実施、配分状況の公表等を行い、公平性や透明性を確保すること。

(参 考)

新潟県中越地震時における協定書

新潟県（以下「甲」という。）と新潟県〇〇組合（以下「乙」という。）とは、平成16年度新潟県中越地震における高齢者等の災害要援護者に対する支援事業の実施について、旅館、ホテル等を災害救助法に基づく避難場所（以下「協力宿泊施設」という。）として活用するため、次の条項により協定を締結する。

（事業の協力）

第1条 乙は、この協定に基づく利用者に対して、甲の災害要援護者に対する支援の意義を理解し、その実施に協力するものとする。

（宿泊利用の申し込み）

第2条 乙への利用の申し込みは、甲から協力宿泊施設の割振りを受けた市町村が乙の定める方法により行うものとする。

（事業の実施期間）

第3条 仮設住宅の整備が完了するまでの当面の間とする。

（借り上げ料等）

第4条 借り上げ料はつぎのとおりとする。

- (1) 1泊3食に必要な食事及び室料等の1人あたりの借り上げ料は〇円程度とする。
- (2) 1泊に必要な室料の1人あたりの借り上げ料は〇円程度とする。

（取消料）

第5条 乙は、申し込み後に取り消しがあった場合であっても、甲に対して取り消し料は請求しないものとする。

（送迎）

第6条 原則として、乙は、避難所と協力宿泊施設との間における対象者の輸送手段を確保するものとする。

（借り上げ費用の支払い方法）

第7条 乙は、甲に対して、協力宿泊施設において発生した費用をとりまとめの上、利用者の名簿を添付し、請求するものとする。

2 甲は、乙からの支払いの請求があったときは、速やかに乙の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

平成16年10月 日

甲

乙

(注) この例は、市町村において作成された福祉避難所の設置運営に関する協定書をもとに、
例示として示したものです。必要に応じ、修正してご利用下さい。

(別添2)

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（例）

〇〇市（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（管理運営）

第2条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第4条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第4条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（管理運営の期間）

第3条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第4条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 要配慮者に要する食費
- (3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

（協力体制）

第5条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

(要配慮者の受入れ等)

第6条 甲は、〇〇市地域包括支援センター等において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者を紹介し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第9条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第11条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 所在地 〇〇市△△町□□番地
名称 〇〇市
代表者職氏名 〇〇市長

(乙) 所在地
名称
代表者職氏名

(注) この例は過去の災害において、都道府県が作成し、使用した応急修理の実施要領をもとに、例示として示したものです。必要に応じ、修正してご利用下さい。

(別添3)

(災害名)における住宅の応急修理実施要領(例)

(平成〇年〇月〇日決定)

災害救助法(以下「法」という。)では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理を行なうこととされているが、この実施要領は、(災害名)における、法に基づく住宅の応急修理の取扱いについて定めるものである。

なお、本制度の対象となる、法の適用を受けた市は、(市町村名)である(平成〇年〇月〇日適用)。

1 対象者

(1) 以下の全ての要件を満たす者(世帯)

① 当該災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと

災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

※全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。

② 応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること

対象者(世帯)が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とする。

③ 応急仮設住宅を利用しないこと

住宅の応急修理と重複して、応急仮設住宅(民間賃貸住宅含む)を利用することは、応急修理の目的を達成できないため認められない。

(2) 資力等の要件

前年(1~6月の災害の場合は前前年)の世帯収入が、以下のいずれかの要件を満たす世帯。

ただし、大規模半壊又は全壊の住家被害を受けた世帯については、以下の要件を問わない。

	半壊		大規模半壊	全壊
要配慮世帯以外の世帯	世帯主が45歳未満	世帯年収 ≤ 500万円	なし	なし
	世帯主が45歳以上	世帯年収 ≤ 700万円		
	世帯主が60歳以上	世帯年収 ≤ 800万円		
要配慮世帯	世帯年収 ≤ 800万円			

(注) 要配慮世帯については、別紙1および様式第1号参照。

世帯年収については、別紙2参照。

2 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

(1) 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

(2) 基本的考え方

応急修理の箇所や方法等についての基本的考え方は、以下のとおりとする。（詳細は、別紙3「応急修理にかかる工事例」のとおり）

①地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。

②内装に関するものは原則として対象外とする。

ただし、床や外壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。

応急修理は、一般的には、より緊急を要する部分から実施すべきものであり、通常、畳等や壁紙の補修は、優先度が低いと解されるが、壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には、1戸当たり6畳相当を限度として、また、壊れた外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。

③修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可とする。

④家電製品は対象外である。

3 基準額等

(1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額は（基準告示で定める額）以内とする。

(2) 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、（1）の1世帯当たりの額以内とする。

(3) 借家の取扱

借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

4 手続の流れ

都道府県又は事務委任を受ける市町村（以下、「都道府県等」という。）は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者の斡旋と合わせて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続きは以下のとおり。

修理件数が著しく多数となり、事務処理作業に長時間を要することによる事務の停滞が予想される場合は、都道府県等の判断により、手続きを以下のとおり簡略化できるものとする。（数字は図1、2に対応）

通常の手続き		修理件数が著しく多数となる場合	
①	希望する被災者は、都道府県等の窓口に応急修理申込書を提出し、要件審査を受ける。 ※被害状況は、市町村が発行する「り災証明」によるものだけではなく被災者台帳等により被害状況が確認できる場合は、その方法でも差し支えない。		
②	都道府県等は、応急修理の対象となる被災者に指定業者の斡旋や修理見積書等の工事に必要な用紙を提供する。	②	都道府県等は、応急修理の対象となる被災者に指定業者の斡旋や修理見積書等の工事に必要な用紙とともに 修理依頼書 を交付する。
③	被災者は、指定業者を含む委託業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書の作成依頼を行う。	③	被災者は、指定業者を含む委託業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書の作成依頼を行うとともに、 修理依頼書を渡す 。
④ ④' ④''	委託業者は、修理見積書を（直接又は被災者を通じて）都道府県等の窓口提出する。 ※修理見積書には、屋根・外壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。 ※委託業者は、被災者に対して修理見積書の内容を的確に説明する責務を有する。		
⑤	都道府県等は、修理見積書の内容を確認の上、委託業者に修理依頼書を交付する。		
⑥	委託業者は、修理依頼書が交付されたことを被災者に連絡の上、工事を実施する。		
⑦	委託業者は、工事完了後、工事写真等を添付の上、都道府県等に工事完了報告書を提出する。 ※工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること	⑤	委託業者は、工事を実施し、工事完了後、工事写真等を添付の上、都道府県等に工事完了報告書を提出する。 ※工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。
⑧	応急修理に要した費用を都道府県等に請求する。	⑥	応急修理に要した費用を都道府県等に請求する。
⑨	都道府県等は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。 ※なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。	⑦	都道府県等は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。 ※なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。

図1 通常の手続き

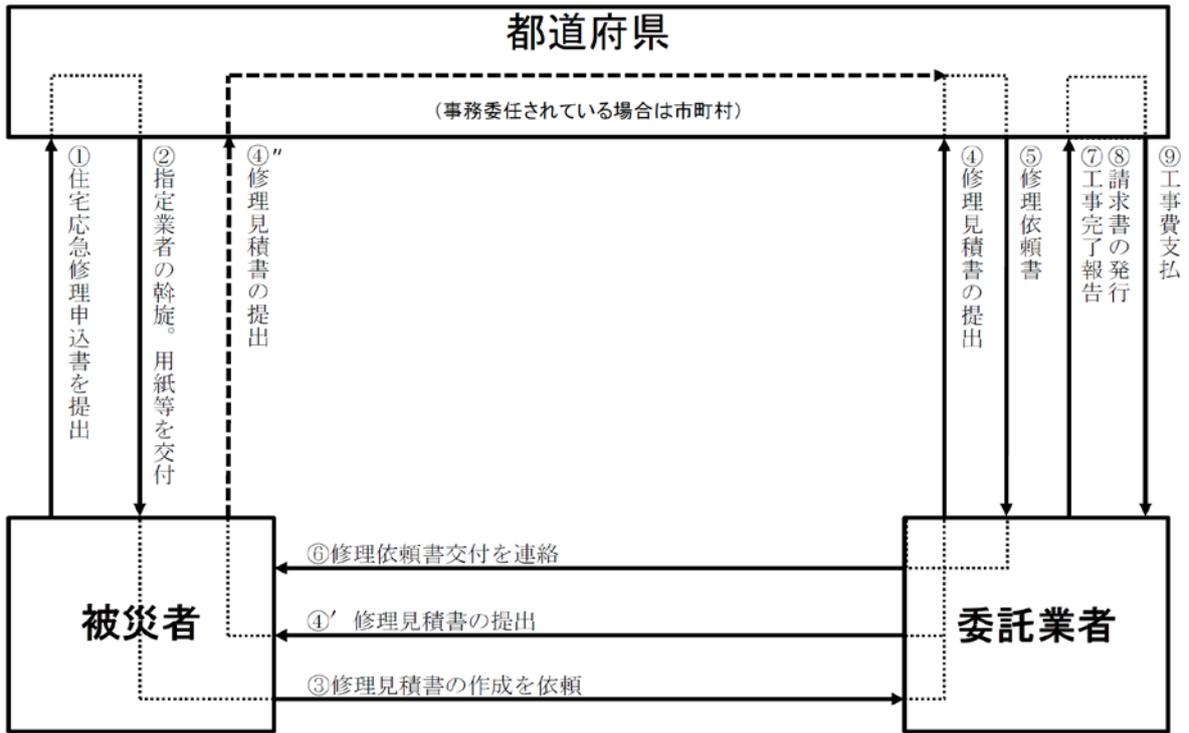
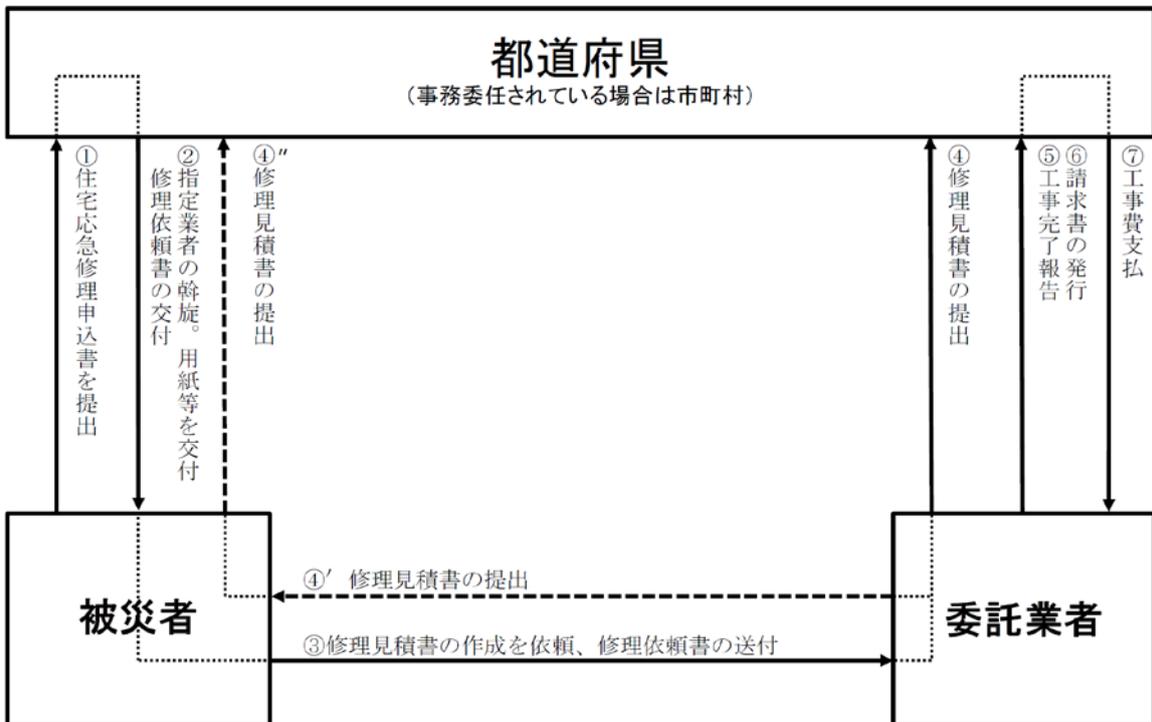


図2 修理件数が著しく多数となる場合の手続き



別紙 1

要配慮世帯

要配慮世帯とは、以下に掲げるものとする。

①	心神喪失・重度知的障害者	心神喪失の常況にある者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた者が属する世帯
②	1 級の精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に定める障害等級が一級である者として記載されている者が属する世帯
③	1 級又は 2 級の身体障害者	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている者が属する世帯
④	1 級の障害基礎年金受給者	国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第三十条第一項、第三十条の二第三項、第三十条の三第一項又は第三十条の四第一項若しくは第三項の規定により障害基礎年金を支給されている者で同法第三十条第二項に定める障害等級が一級である者が属する世帯
⑤	1 級の特別児童扶養手当受給者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）第三条第一項の規定によりその父母又は養育者が特別児童扶養手当を支給されている障害児で同法第二条第五項に定める障害等級が一級である者、同法第十七条の規定により障害児福祉手当を支給されている重度障害児、同法第二十六条の二の規定により特別障害者手当を支給されている特別障害者又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定により福祉手当を支給されている者が属する世帯
⑥	特別項症から第 3 項症の戦傷病者手帳保持者	戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第四条第一項又は第二項の規定により交付

		を受けた戦傷病者手帳に精神上又は身体上の障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二に定める特別項症から第三項症までである者として記載されている者が属する世帯
⑦	厚生労働大臣の認定を受けた原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二条第二項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者で同法第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者が属する世帯
⑧	特級、1級又は2級の公害健康被害者	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第四条第四項の規定により公害医療手帳の交付を受けている者で、同法第二十五条第一項に定める障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第十条の表に定める特級、一級又は二級に該当する者が属する世帯
⑨	常に就床を必要とし、複雑な介護を要する者	常に就床を要し、かつ、複雑な介護を要する者が属する世帯
⑩	①又は③に準ずる65歳以上の者	精神又は身体に障害のある年齢六十五歳以上の者でその障害の程度が第一号又は第三号に掲げる者に準ずる者が属する世帯
⑪	治療方法未確立の特殊な疾病等で国の医療費等費用負担を受けている者	治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病で国の施策に基づきその医療及び療養に要する費用の全部又は一部が国により負担されるものに罹患している者が属する世帯
⑫	配偶者と死別、又は婚姻を解消した者で現に婚姻していない者等で、現に子供を扶養している者	配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）と死別し、又は婚姻を解消した者で現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者、配偶者の生死が明らかでない者その他これらに準ずる状態にある者で民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により現に児童を扶養している者が属する世帯
⑬	父母のいない児童	父母のいない児童又は父母に監護されない児童が属する世帯
⑭	生活保護の要保護者	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項の要保護者である者が属する世帯

別紙 2

収入額の算定方法

収入額の算定は、世帯が居住する住宅の被災日の属する年の前年（1月～6月の災害の場合は前前年）の収入について行うものとし、当該収入額は、「地方税法による総所得金額」とする。

したがって、世帯の中で所得がある人全員について各々の収入額を算定し、その合計額を世帯全体の収入額として、これより認定を行う。

※「地方税法による総所得金額」とは

当該収入が生じた年の翌年の4月1日に属する年度分の地方税法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項に掲げる税を含む）にかかる同法313条第1項に定める「総所得金額」をいう。

例1：給与所得者・給与等収入金額－給与所得控除額

例2：事業所得者・収入－必要経費

なお、計算結果に1円未満の端数がでたときは、切り捨てるものとする。

住宅の応急修理にかかる工事例

1 典型的な応急修理の工事例

- ① 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）
- ② 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- ③ 破損した柱梁等の構造部材の取替
- ④ 壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。ただし、一戸当たり 6 畳を限度とする。）
- ⑤ 壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする）
- ⑥ 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
- ⑦ 壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む）
- ⑧ 壊れた給排気設備の取替
- ⑨ 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- ⑩ 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- ⑪ 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）

2 応急修理の基本的考え方

- ① 地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
 - （例）○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
 - 壊れた便器の取り替え（×洗浄機能等の付帯したものは不可）
 - 割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）
 - ×壊れていない便器の取り替え
 - ×古くなった壁紙の貼り替え
 - ×古くなった屋根葺き材の取り替え
- ② 内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。
 - ・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には、1戸当たり 6 畳相当を限度として対象とする。
 - ・壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。
 - （例）×壊れた石膏ボードのみの取り替え
 - ×畳や壁紙のみの補修
- ③ 修理の方法は代替措置でも可とする。
 - （例）○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- ④ 家電製品は対象外である。

様式第1号

受付日 平成 年 月 日
受付番号 第 号

住宅の応急修理申込書

〇〇市長 様

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】

【現在の住所】

【現在の連絡先（TEL）】

【生年月日】

明治・大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）

【氏 名】

印

1 被災日時 平成〇年〇月〇日

2 災害名

3 住宅の被害の程度 全壊、大規模半壊、半壊
(※市が発行する災害証明書又は被災者台帳等に基づき、被害の程度に○をつけてください。)

4 被害を受けた住宅の部位
(※該当箇所に○をつけてください。)

イ 屋根	リ サッシ
ロ 柱	ヌ 上下水道の配管
ハ 床	ル ガスの配管
ニ 外壁	オ 給排気設備の配管
ホ 基礎	ワ 電気・電話線・テレビ線の配線
ヘ 梁	カ トイレ
ト ドア	ヨ 浴室
チ 窓	

5 世帯の状況

(世帯に属する者： 人)

氏名	世帯主との続柄	要配慮者欄	前年総所得金額
	世帯主		円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
世帯の前年（1～6月の災害の場合は前前年）の収入額の合計			円

(注1) この表には、世帯主及び世帯に属する者で、所得のある者についてのみ記入してください。

(注2) 要配慮者世帯で申請する場合には、以下の要件に該当する番号を上記の「要配慮者欄」に記入してください。

- ① 心神喪失・重度知的障害者
- ② 1級の精神障害者
- ③ 1級又は2級の身体障害者
- ④ 1級の障害基礎年金受給者
- ⑤ 1級の特別児童扶養手当受給者
- ⑥ 特別項症から第3項症の戦傷病者手帳保持者
- ⑦ 厚生労働大臣の認定を受けた原子爆弾被爆者
- ⑧ 特級、1級又は2級の公害健康被害者
- ⑨ 常に就床を必要とし、複雑な介護を要する者
- ⑩ ①又は③に準ずる65歳以上の者
- ⑪ 治療方法未確立の特殊な疾病等で国の医療費等費用負担を受けている者
- ⑫ 配偶者と死別、又は婚姻を解消した者で現に婚姻していない者等で、現に子供を扶養している者
- ⑬ 父母のいない児童
- ⑭ 生活保護の要保護者

(注3) 「世帯の前年（1～6月の災害の場合は前前年）の収入額の合計」欄は、記入しないでください。

【添付書類】

- 1 住民票（外国人世帯にあつては、外国人登録済証明書）等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市が発行する証明書類
- 2 世帯の前年（1～6月の災害の場合は前前年）の総所得金額が確認できる市が発行する証明書類
- 3 住宅が半壊の被害を受けたことが確認できる市が発行する災害証明書
- 4 要配慮世帯で申請する場合、要配慮世帯であることが確認できる証明書類

※上記1～4の書類については、被災者台帳等で確認できる場合は提出不要。

※これらの書類は事後提出も可能です。

修 理 見 積 書【記載例】

見積金額(応急修理分) 520,000 円 (他に被災者負担分 110,000 円)

工 事 名 称	対象 (※1)	数 量	単 価	金 額	備 考
1 仮設工事	○	一式	●●● 円	31,500 円	屋根工事の仮設
2 木工事					
玄関庇修繕					玄関出入り口の確保
杉板●ミリ×●ミリ	○	● m ²	●●● 円	31,500 円	
合板●ミリ厚	○	● 枚	●●● 円	31,500 円	
外壁修繕					耐震性確保
筋交●ミリ×●ミリ	○	● m ²	●●● 円	31,500 円	
合板●ミリ厚	○	● 枚	●●● 円	31,500 円	壁下地、内壁の一部新設
開口部補修					サッシ枠修繕
杉板●ミリ×●ミリ	○	● m ²	●●● 円	31,500 円	
金物		一式	●●● 円	31,500 円	庇、外壁補修用
施工費		● 人	●●● 円	31,500 円	
3 屋根工事					
養生	○	● 枚	●●● 円	31,500 円	ブルーシート
板金工事	○	一式	●●● 円	31,500 円	
雨樋	○	一式	●●● 円	31,500 円	氷柱防止
施工費	○	● 人	●●● 円	31,500 円	
4 窓工事					
ガラス工事	○	● 枚	●●● 円	31,500 円	
雑工事	○	一式	●●● 円	31,500 円	サッシ鍵取替え
5 衛生設備工事					
便器取替え	○	一台	●●● 円	31,500 円	破損ロータンク含む
配管工事	○	● m	●●● 円	31,500 円	
下地補修	○	● m	●●● 円	31,500 円	
仕上げタイル補修	○	● m ²	●●● 円	31,500 円	便器取替えの付帯工事
施工費	○	● 人	●●● 円	31,500 円	
6 畳工事					
畳の取替え	×	● 人	●●● 円	31,500 円	老朽化による取り替え
合 計				630,000 円	
(うち消費税)				30,000 円	
応急修理分				520,000 円	(※2)
被災者負担分				110,000 円	(※3)

※1 住宅の応急修理の対象となる工事について「○」を、対象とならない工事について「×」を記入すること

※2 1世帯あたりの限度額を超える部分の工事については被災者負担分に計上すること

※3 被災者負担分は、「被災者生活再建支援事業補助金」の「上乗せ経費」の対象とすることができる

上記のとおり見積もり致します。(指定業者記入)

平成 年 月 日

登録番号

住 所

会社名

代表者名

印

上記の見積もりを確認しました。(修理申込者記入)

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

(市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名

平成 年 月 日

修 理 依 頼 書

指定業者

様

〇 〇 市長

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理するよう依頼しますので、工事完了後、速やかに「工事完了届」を提出してください。

なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外となる場合もありますのでご了承ください。

1 被災者住所・氏名

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 依頼工事の見積額 金 円(応急修理分)

(添付書類)

修理見積書（写）

様式第4号

平成 年 月 日

工 事 完 了 報 告 書

〇 〇 市長 様

登録番号
指 定 業 者 名

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理を完了しましたので、報告します。

- 1 被災者住所・氏名

- 2 対象住宅所在地

- 3 受付番号

- 4 完了年月日 平成 年 月 日

【添付書類】

- ・修理見積書（写）
- ・工事写真（施工前、施工中、施工後）

平成28年度災害救助基準

平成28年4月1日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を標準とする。 2 限度額 1戸当たり2,660,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から 20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,660,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。							
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,110円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算	
		全壊 全流			夏	18,400	23,700	34,900	41,800	53,000	7,800
					冬	30,400	39,500	55,000	64,300	80,900	11,100
		半壊 半流			夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
					冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計 上
助 産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べんし た者であって災害のため 助産の途を失った者(出 産のみならず、死産及び 流産を含み現に助産を要 する状態にある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣 行料金の100分の80以内の 額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計 上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2 生死不明な状態にあ る者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後「死 体の捜索」として取り扱 う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上
被災した住宅の 応急修理	1 住家が半壊(焼) し、自らの資力により応 急修理をすることができ ない者 2 大規模な補修を行わ なければ居住することが 困難である程度に住家が 半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当り 576,000円以内	災害発生の日から 1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失 半壊(焼)又は床上浸水 により学用品を喪失又は 毀損し、就学上支障のあ る小学校児童、中学校生 徒、義務教育学校生徒及 び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又 はその承認を受けて使用し ている教材、又は正規の授 業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,300円 中学生生徒 4,600円 高等学校等生徒 5,000円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用 品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬を 実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 210,400円以内 小人(12歳未満) 168,300円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、 かつ、四囲の事情により すでに死亡していると推 定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途 計上 2 災害発生後3日を経過し たものは一応死亡した者と 推定している。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,400円以内 一時保存 <ul style="list-style-type: none"> 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 134,800円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分 	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。